

## 《所定疾患施設療養費(Ⅱ)実施状況》

厚生労働大臣が定める基準に基づき、前年度の当施設における所定疾患施設療養費(Ⅱ)の実施状況を公表いたします。

※所定疾患施設療養費(Ⅱ)とは、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎、尿路感染症、带状疱疹、慢性心不全の憎悪)における施設での医療について、一定の要件を満たした場合に算定されるものです。

●2023年10月～2024年9月迄

疾患名	件数	治療日数	主な治療内容
肺炎	0	0	胸部レントゲン、血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、酸素療法、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	17	93	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	1	7	内服薬、抗ウイルス剤の点滴や外用薬など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	3	21	抗生剤(内服・点滴注射)、外用薬など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
慢性心不全の憎悪	0	0	血液検査、血中酸素濃度の測定、利尿剤の内服、点滴注射、酸素療法など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。